

戦後日本の埋葬・墓地等施設に関する地理学的考察

土居 晴洋

Geographical Study on Recent Burial Practices and Funeral Facilities in Japan

DOI, Haruhiro

大分大学教育学部研究紀要 第44巻第2号

2023年3月 別刷

Reprinted From

RESEARCH BULLETIN OF THE

FACULTY OF EDUCATION

OITA UNIVERSITY

Vol. 44, No. 2, March 2023

OITA, JAPAN

戦後日本の埋葬・墓地等施設に関する地理学的考察

土居 晴 洋*

【要 旨】 葬送を巡る土地利用を考察する基礎として、『衛生行政報告例』を用いて、戦後日本における埋葬や墓地等施設の経年的、地域的傾向を考察した。火葬がほぼ 100%に達し、改葬は近年増加しているが、人口の少ない地方圏においても多い県がある。墓地数は暫減傾向にあり、大都市圏では大規模な墓地が多いと推測される。また、墓地と納骨堂数は宗教法人による施設数が増加している。火葬場は急速に減少し、地方公共団体の比重が大きいことなどが確認された。

【キーワード】 葬送文化 高齢社会 都市社会 衛生行政報告例

I はじめに

少子高齢化や生産年齢人口の減少が、わが国の課題として認識されるようになって久しく、その影響は日本社会の各方面に及んでいる。このような年齢構成のバランスの変化に起因して、教育や子どもの生育環境、高齢者の社会福祉政策や医療保険制度など、多くの課題が指摘され、それらに対する政策や対策の拡充が行われてきた。このような取り組みは、主に現在生きている人々とこれから生まれてくる人々、いわば現世人口を対象としたものである。

一方で、かかる高齢社会は多くの「死」を生み出していることにも留意する必要がある。わが国では、出生数が死亡数を上回る自然増加の状況が長く続き、人口増加を経験してきた(図1)。しかし、1970年代

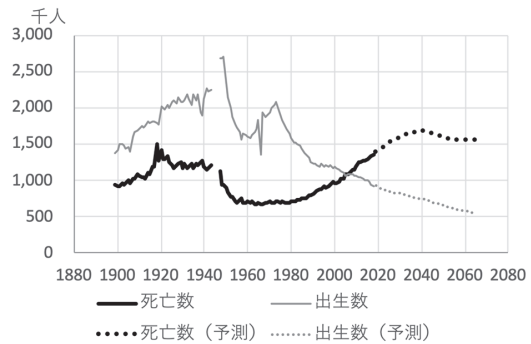


図1 日本の出生数・死亡数の推移と将来予測
資料：人口動態統計(平成30年)(厚生労働省)
国立社会保障・人口問題研究所(2017)

令和4年10月31日受理

* とい・はるひろ 大分大学教育学部社会認識教育講座(人文地理学)

以降は出生数が急速に減少する一方、死亡数が増加に転じた。2005（平成 17）年には死亡数が出生数を上回り、自然減少の状態に入ることとなった。

本稿で地域的特質の考察として取り上げる 1997（平成 9）年から 2020（令和 2）年では、死亡数は 91 万人から 137 万人に増加し、増加率は 50.3%に達した。国立社会保障・人口問題研究所（2017）によれば、現在増加しつつある日本の死亡数のピークは 2040 年頃であり、現在よりも約 30 万人多い、168 万人に達すると予測されている¹⁾。出生数が 2060 年頃に 50 万人程度と、現在の半数近くにまで減少すると予測されるのと対称的に、死亡数は 2060 年代にかけて毎年 150 万人程度で推移し、わが国は今後、本格的な多死社会に突入することになる。

現代日本において、土地資源との関連における葬送をめぐる課題の一つに、故人をどこに、どのように埋葬するかがある。後述するとおり、現在わが国では、死体のほぼ百パーセントが火葬されている。埋葬に要する土地面積において、火葬は土葬と比べると小さいものの、その数が多くなるということは、全体として必要な土地面積が大きくなることを意味する。特に地価の高い大都市圏では、遺骨を納める墓地の値段も高くなりがちである。現世人口の居住地としての住宅を建設するために、郊外地域に大規模な住宅団地が造成されるのと同様に、大規模な墓園が郊外地域に造成されることもめずらしくない。

また、近年わが国では、墓地を守り、継承する担い手の不在や諸事情によって、墓地の移転を行う改葬や墓地の無縁化が大都市圏だけでなく、人口減少が進む地方圏においても進行している。これらは、死後の土地利用という観点からは、土地の余剰や再利用と捉えられる。多死社会に突入したわが国において、現世人口と死後の人口の住処をめぐる土地利用を如何に調整していくかは大きな課題となるものと考えられる²⁾。

II 研究目的と研究方法

1 研究目的

火葬や墓地等の葬送に関する事象と土地資源との関連においては、人口規模が大きく、種々の土地利用競合が厳しい都市地域、ことに大都市圏が注目されがちである。しかし、先述したように、改葬や無縁墓地は大都市圏よりも、むしろ人口減少が進む地方圏で多いことも考えられる。また、遺体の処理の仕方としての土葬や火葬のあり方は、その時々政策や経済的状況、あるいは個人の信仰する宗教や価値観の影響を受ける。したがって、現在の状況や特質を理解するためには、過去に遡って時系列的に、また地域的条件と重ね合わせながら考察することが求められる。

本稿は本格的な多死社会を迎えた日本において、葬送に関わる施設や埋葬の形態にどのような変化があるのかを、時系列的に、また都道府県を単位として見たときに、どのような地域的特質があるのかを把握することを目的とする。

2 分析に使用する資料

本研究では墓地や埋葬などの時系列的・地域的特質を把握するための資料として、厚生労働省が公表している『衛生行政報告例』を使用する。『衛生行政報告例』は、1886（明治 19）年以降作成されているものであり、当初は『内務報告例』、1938（昭和 13）年の厚生省設置に伴って『厚生省報告例』と改称され、2000（平成 12）年度から現在の『衛生行政報告例』となっ

た³⁾。本稿では『衛生行政報告例』と呼ぶこととする。

『衛生行政報告例』は全国集計だけでなく、都道府県別の値も収録されており、時系列的に全国的な地域の特徴を考察するのに適している。ただし、年次によって収録している項目が異なり、長期間の時系列的な分析が可能な項目は限られる。本研究では、埋葬・火葬、墓地などの葬送関連施設については、1947（昭和 22）年以降の全国集計データによって考察する。さらに、1997（平成 9）年以降については、葬送に関する施設として、設置者別に墓地数、火葬場数、納骨堂数を、また埋葬に関しては埋葬数、火葬数に加えて、改葬と無縁墓地の改葬数について、都道府県単位のデータを用いて地域的特質を考察する。

なお、本研究の問題認識を踏まえれば、墓地として利用されている土地面積や納骨堂の収容数などのデータが得られることが望ましい。しかし、本資料に関して現在確認している範囲で、墓地面積のデータが記載されているのは 1942（昭和 17）年までであり、それ以降は記載されていない。また、近年わが国では、葬送に関わる施設として、葬祭場の役割が大きくなっているが、厚生労働省の所管外であるために、『衛生行政報告例』の掲載項目ではないことから、本稿の分析対象として取り扱わない⁴⁾。

人口に関するデータに関して、県別人口は国勢調査（総務省）、出生数や死亡数に関しては人口動態統計（厚生労働省）と国立社会保障・人口問題研究所（2017）を活用する。

なお、ここで用いる用語は原則として、「墓地、埋葬等に関する法律」（昭和 23 年）による表記を用いる。例えば、「埋葬」とは「死体（妊娠四箇月以上の死胎を含む）を土中に葬ることであり（第 2 条第 1 項）、「火葬」とは死体を葬るために、これを焼くこと（同条第 2 項）をいう。「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移したり、収蔵した焼骨を他の墳墓や納骨堂に移すこと（同条第 3 項）である。「墳墓」とは、死体を埋葬、または焼骨を埋蔵する施設（同条第 4 項）、「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事などの許可を受けた区域（同条第 5 項）である。また、「納骨堂」とは、焼骨を収蔵するために、都道府県知事の許可を受けた施設（同条第 6 項）、「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可を受けた施設（同条第 7 項）をいう。

3 研究対象期間

本稿では、全国的動向については、第 2 次世界大戦後の 1947（昭和 22）年から現在（2020（令和 2）年）までを取り上げるが、都道府県単位の分析は 1997（平成 9）年から 2020 年に絞って行う。

その理由の一つは先述した収録されている項目が同じであり、経年的な考察が行えるからである。また、データの制約以外にも、この期間はいくつかの点で共通する特徴が見られる。例えば、大都市圏では人口増加が継続するものの、地方圏では福岡県などを除き、人口減少が顕著になったのが 1995 年頃であり、同年頃から全国的に死亡数の増加が顕著になった。景気動向の観点では、バブル景気が去り、低成長期に入ったのもこの時期である。葬送に関しては、戦後わが国では土葬に代わって火葬が主流となっていったが、火葬率が 99%を超えたのが 1997 年であり、それ以降、土葬による埋葬が極めて少数であるという点でも共通の特徴を持つ時期といえる⁵⁾。以上のような点において、現代日本における葬送に関わる施設設置や埋葬の形態を時系列的に、地域的に考察するのに適した期間であるといえる。

Ⅲ 死亡数・埋葬・火葬の動向

1 死亡数の動向

埋葬に直結する死亡数の多さは各県の人口規模にほぼ比例することは言うまでもないが、死亡数の増加率が大きいことは、より短い期間で、埋葬のための施設整備が求められることを意味する。

1995（平成7）年から2020（令和2）年の出生数増減率と死亡数増減率の関係を図2に示した。これによれば、出生数増減率が高いほど、死亡数増減率も高い傾向がうかがえる。埼玉県や神奈川県、千葉県、愛知県、東京都などの大都市圏に位置する都県における死亡数増加の勢いが大きい。大都市圏は

地方圏と比べて、相対的に高齢化の進展が遅く、今後さらに高齢化率が上昇すると考えられている。したがって、これらの地域では、さらに死亡数増加の加速が予想される。一方で、地方圏に位置する地域では、既に高齢化が進んでいることから、高齢者数の増加は小さくなることから、死亡数増減率が相対的に小さいことにつながっていると考えられる。なお、同じ出生数増減率であっても、死亡数増減率には県間の差異が大きい要因については今後検討を進めていきたい。

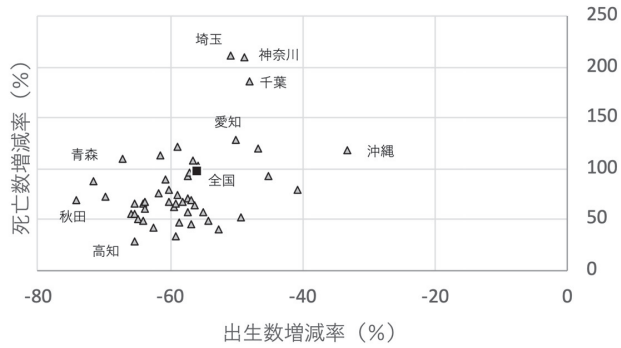


図2 出生数・死亡数増減率（1995年～2020年）

資料：人口動態統計

2 埋葬・火葬の動向

火葬を行わない埋葬、つまり土葬が現在ではきわめて少ないことは先述したが、現在でも全く行われていないということではない。図3は1947（昭和22）年以降の死体と死胎別の埋葬数と火葬数、火葬率、および埋葬総数に占める死胎数の割合の推移を示している。なお、同資料では、火葬を行わない土葬を「埋葬」と表記しているため、ここでも「埋葬」の語彙で表記する。図3から、以下のことを読み取ることができる。

まず、死体・死胎ともに火葬率が上昇している。死体火葬率は第2次世界大戦期に一時的に低下したものの、戦前期に既に50%程度に達していた。1947（昭和22）年に54%であった死体火葬率は1950年代から1980年代にかけて上昇を続けていったことが明瞭である。この間、死体埋葬数は減

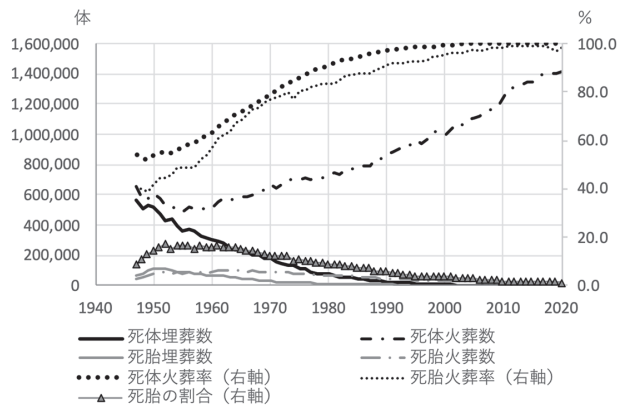


図3 埋葬数・火葬数の推移

資料：衛生行政報告例

少の一途をたどり、1983（昭和 58）年には 1 万体を割り込むこととなった。その後も死体埋葬数は減少し、2020 年の値は 300 体にまで低下した。現在でも埋葬が少ないながらも行われていることから、死体火葬率は 1999（平成 11）年に 99%に達して以降、100%をわずかに下回る値で推移している。

一方、死胎については、その総数が 1950（昭和 25）年前後に 10 万体を記録して以降、急速に減少している。これは戦後わが国の医療水準の向上などの要因によるものと考えられる。死胎についても、火葬が多く行われているが、1947 年の死胎火葬率は 40.6%であり、死体火葬率より低い値である。しかし、その後は死体の場合と同様に、火葬率は上昇を続け、2013（平成 25）年に 99%を上回った。

また、埋葬総数に占める死胎の割合は低下傾向にある。死胎の占める割合が最も高かったのは 1952（昭和 27）年の 17.5%であり、その後、値を低下させて、1978 年には 10%を下回り、2011 年以降は 2%以下となっている。このことは、現代日本における埋葬はほとんどが死体によって占められていることを示している。

死胎の総数は減少しつつあるものの、20 世紀半ば以降の日本では、図 1 で示した死亡数の増加の必然的結果として、死体総数の増加が著しい。死体数は最も少なかった 1977（昭和 52）年の 79 万体和比べると、2020 年には 141 万体制へと増加し、78%も増加した。この間、遺体埋葬において、土葬から火葬に急速に置き換わっていったことは確かであるが、土地資源に対する圧力は確実に増大したといえる。

3 1997（平成 9）年以降の変化

埋葬数は現在では非常に小さいものの、ゼロになったわけではない。1997 年には富山県と石川県のみが埋葬数ゼロで、一桁は北海道、新潟県、大阪府、福岡県であった。一方、2020 年にはゼロの県が増え、19 府県となり、一桁は 16 道県と増加した。もちろん、全体としては全国

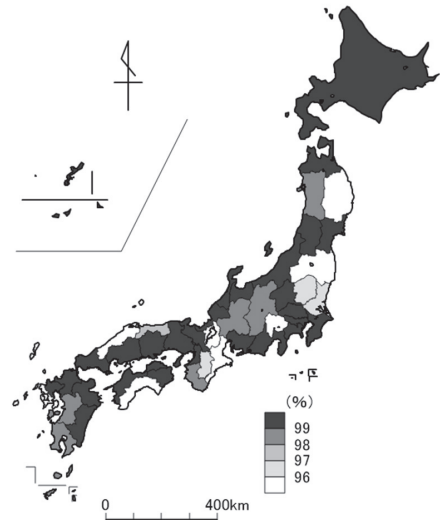


図 4 県別火葬率（1997 年）

資料：衛生行政報告例

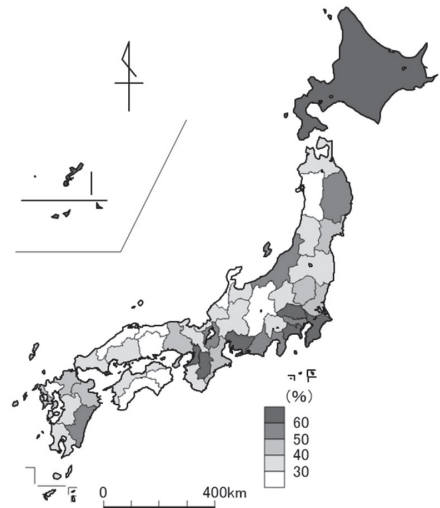


図 5 県別死体火葬数増減率

（1997 年～2020 年）

資料：衛生行政報告例

的に火葬の割合が大きいですが、特に、これらの道府県で火葬が進められている（図4）。その理由として考えられることは、埋葬数が東京都においても1997年の30体から2020年には12体に減少しており、大都市圏などの人口が多く、土地資源への圧力が高い府県で火葬が進んだことが考えられる。一方、北陸3県は戦後すぐの段階でも、ほぼ100%近い火葬率であり、当時としては際だって高い火葬率であった。大都市圏以外の地域で火葬率が高かった理由は、宗教などの価値観や歴史的経緯との関連も考えられ、検討を要する点である。

先述したように、現在わが国では、ほとんどが火葬であるため、土地資源との関係を考えるうえで、火葬数は、人口規模や死亡数の多い地域で多く、人口増加率が高い県ほど火葬数増加率も高くなると考えられる。

県別の死体火葬数増減率を地図化した図5によれば、関東地方から近畿地方にかけて高い増加率を示す傾向が見られる。また、反対に中国・四国・九州地方の多くの県では火葬数の増加率は相対的に低い傾向にある。

改葬数と無縁墓地の改葬数は、ここまで述べてきた埋葬数・火葬数とは別の値として記載されている。前者が墓地の所有者が自らの意思に基づいて行うものであるのに対して、後者は行政や宗教法人など、墓地の設置者が必要に応じて行うものと考えられる。量的には人口千人(2020年)あたりでは、改葬数が15.5件であるのに対して、無縁墓地の改葬数は0.7件とおよそ20分の1の件数である。墓

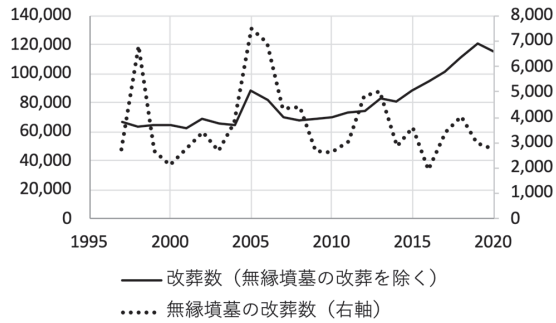


図6 改葬数、無縁墳墓の改葬数の推移
資料：衛生行政報告例

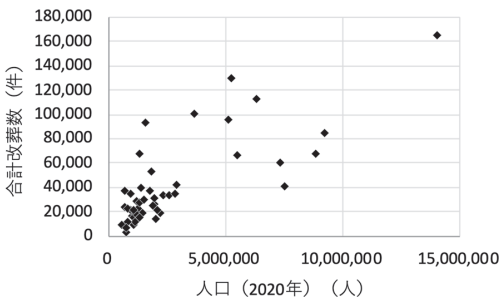


図7 人口(2020年)と合計改葬数
資料：国勢調査(2020年)、
衛生行政報告例

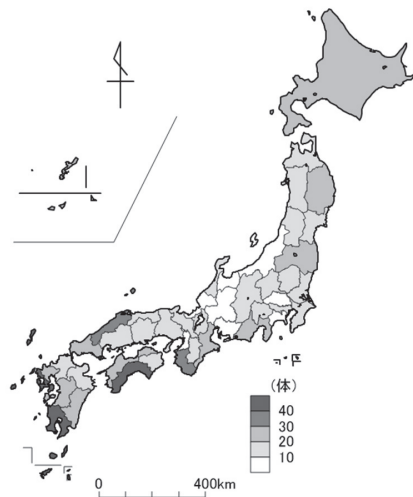


図8 人口千人(2020年)あたり合計改葬数
資料：国勢調査(2020年)、
衛生行政報告例

地の設置者が維持・管理が難しい無縁墓地の整理を行うことで、結果的に墓園内の土地の有効活用が図られていると考えられる。1997年以降の両者の推移を示した図6によれば、年次による変動はあるものの、改葬数は2010（平成22）年以降、増加傾向にあるといえる。一方、無縁墓地の改葬数は年次による変動が非常に大きく、全体として増減の傾向は見いだしがたい。

無縁墓地の改葬数も同様であるが、各県の改葬数は年次による変動が大きい。しかし、1997年から2020年を合計した改葬数は、図7に示すように各県の人口規模に応じて多くなる傾向が見られる。ただし人口千人あたり合計改葬数を地図化すると、人口規模の大きい大都市圏などで改葬数が多いとまでは言えない（図8）。例えば、最も多いのは鹿児島県（59.0件）で、高知県（53.6件）、長崎県（51.7件）、和歌山県（38.0件）、島根県（35.6件）と続く。一方で最も少ないのは福井県の4.4件で、愛知県（5.4件）、岐阜県（7.4件）と続く。全体としては、人口減少が進み、墓地の継承が難しくなっている地方で、墓じまいや居住地近隣などに移設が行われているものとみることができる。しかし、同様の地域であっても改葬数が少ない県もあることから、宗教などを基盤とした地域の持つ条件などが影響していることも考えられる。大都市圏では人口千人あたり改葬数は全体として多くないが、一定数の改葬が見られる。これは墓参に時間と労力を要する郊外の墓園から、交通の便のよい都心周辺地域に改葬することなどが反映しているものと思われる。

IV 墓地・納骨堂・火葬場の動向

1 墓地と納骨堂

土地資源との関係で墓地等を考察するためには、墓地面積や収容力など、その量的側面に関する指標が必要である。しかし、既に述べたように、戦後に関しては、面積の情報は掲載されていない。ここでは、納骨堂も含めて、量的側面に関しては、それらの数で考察していく。

図9は1956（昭和31）年以降の全国の墓地数・火葬場数・納骨堂数等の推移を示している。ここでは墓地の設置主体は考慮されておらず、個人や集落が設置する墓地も含まれている。これによれば、全体として墓地数は緩やかに減少傾向にあるように見受けられるが、1956年から2020年の減少率は5.7%であり、大きく減少しているとはいえない。

同じく遺骨を収容する機能を有する納骨堂は、この間に大きくその数を増加させた。同期間の増加率は135.6%である。納骨堂はこの間に2.4倍に増えたことになり、埋葬施設としての

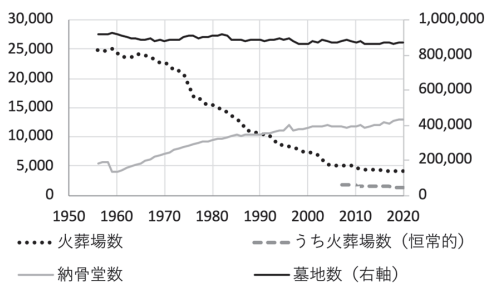


図9 墓地数，火葬場数，納骨堂数の推移

資料：衛生行政報告例

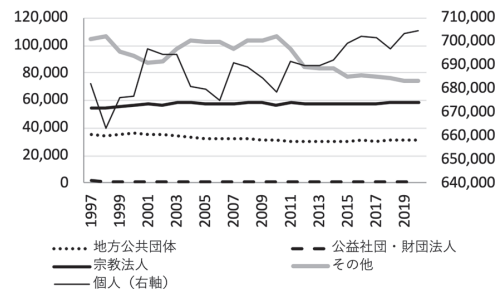


図10 設置者別墓地数の推移

資料：衛生行政報告例

地位を高めたといえる。

1997（平成9）年から2020（令和2）年について、墓地と納骨堂を設置者別の推移を見たい。図10によれば、墓地は個人によるものが圧倒的に多く、2020年で81.1%を占めており、その数は増加傾向にある。使用する土地面積としては、個人が設置する墓地は一基あたりの面積は小さいが、総量としては大きなものとなる可能性がある。

個人が設置する墓地の増加率（1997年～2020年）が大きい地域としては、九州や四国、北海道、東北地方の諸県で2倍以上の増加率である。一方で、奈良県や大阪府などの大都市圏に位置する府県でも高い。また、九州や中部地方、東北地方では、個人が設置する墓地数が減少している県もあり、明確な地域的傾向を見いだしたい。

一方、都市地域を中心に、地方公共団体や宗教法人が設置する墓地が多く見られるように感じられるが、数としての比率は両者をあわせても、2020年で10.3%に留まる。しかし、宗教法人の墓地数が増加していることを考慮すると、これらの墓地の土地面積は一般的に大きいものと思われる。図11に示すように、全国的に見れば人口規模の大きい大都市圏において、埋葬需要が大きいにも関わらず、墓地数が少ないことは、これら地方公共団体や宗教法人が大規模な墓地を供給していることを推測させる。

なお、宗教法人が設置する墓地の割合は、北海道・東北地方や中部・近畿地方で高い傾向が見られる（図12）。また、東京都・愛知県・大阪府といった大都市圏に加えて、人口規模の小さい徳島県や大分県など、その比率が高い県も見られる。

納骨堂は宗教法人によるものの割合が非常に

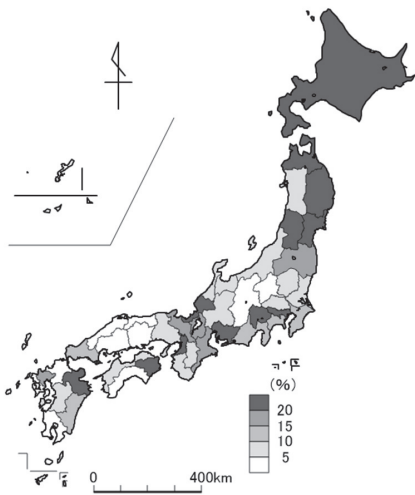


図12 墓地（宗教法人比率）2020年
資料：衛生行政報告例

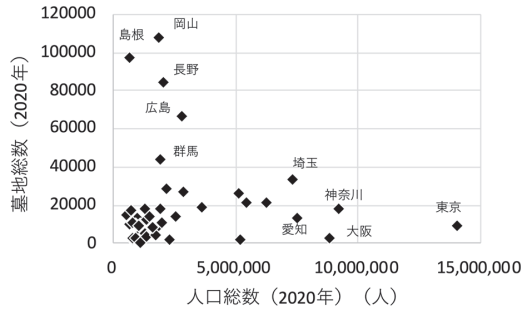


図11 人口（2020年）と墓地総数（2020年）の関係

資料：国勢調査（2020年），衛生行政報告例

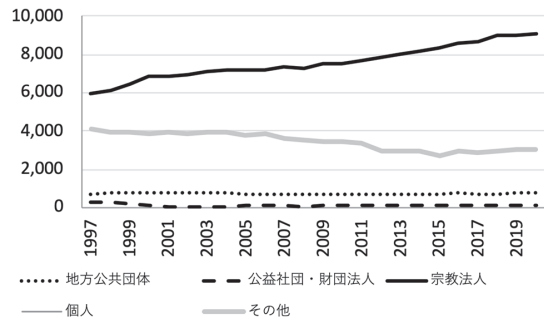


図13 設置者別納骨堂数の推移
資料：衛生行政報告例

大きく、その数も増加傾向にある(図13)⁶⁾。宗教法人が設置する納骨堂の割合は1997年に54.0%であったが、2020年には70.0%にまで上昇した。地方公共団体や公益社団・財団法人は設置数自体が小さく、その比率も低下傾向にある。地域的には近畿地方から東の地域で宗教法人による納骨堂の割合が高い(図14)。2020年においてその値が高いのは、京都府(99.4%)、石川県(97.0%)、兵庫県(96.8%)、大阪府(96.6%)などであり、逆にその値が低く、50%を下回るのは、鹿児島県(32.3%)、群馬県(35.4%)、熊本県(38.0%)である。なお、個人が設置する納骨堂は少なくとも1997年以降はない。

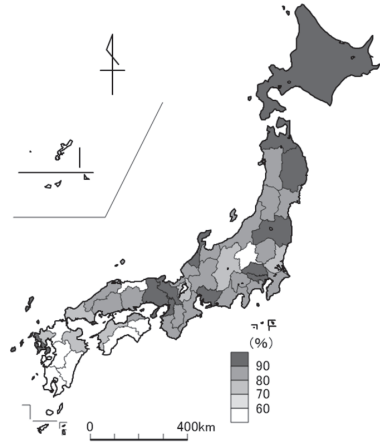


図14 納骨堂(宗教法人比率)2020年
資料：衛生行政報告例

単位土地面積あたりで多くの遺骨を収容できる納骨堂は、他の都市的土地利用との競争が厳しい大都市圏で多く設置される傾向にあり、宗教法人を中心に設置が進められているとみることができる。しかし、石川県や東北地方でも多い傾向が見られることから、各県の墓地の設置者の特徴については、個別に見ていく必要があるようである。

2 火葬場

火葬場は戦後わが国における火葬率の上昇を支えた施設である。火葬場は、火葬を行う炉の能力やその数によって、一カ所の火葬場が持つ能力は大きく異なるが、ここではその数のみに注目する。図9に示したように、火葬場数は1960(昭和35)年以降大きく減少し、2000年を過ぎて、その数はほぼ落ち着いてきたと見ることができる。この間、わが国では火葬率が大幅に上昇したことを考えると、火葬場の処理能力が大きく向上したものと考えられる。

なお、2007(平成19)年以降については、「火葬場(恒常的)」という項目が追加されている。これは恒常的に使用されている施設という意味と捉えられる。この恒常的な火葬場の数も低下傾向にあるが、火葬場総数に占める割合は33%前後で推移している。このことは、同じ火葬場であっても恒常的には使用されていないものが、およそ3分の2を占めるということである。

火葬場は廃棄物処理施設などとともに、代表的なNIMBY施設である⁷⁾。火葬が一般的な現代日本においては不可欠な施設であるが、排煙や心情的な忌避などを原因として、市街地内や隣接する地域における立地が敬遠される傾向にある。戦後日本では、火葬場の処理

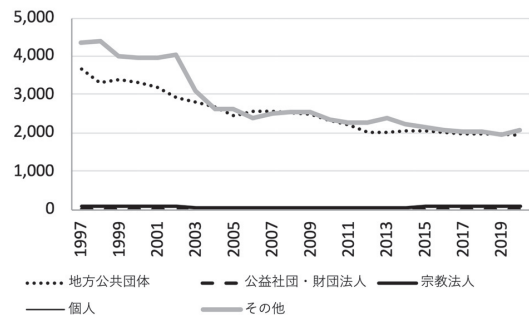


図15 設置者別火葬場数の推移
資料：衛生行政報告例

能力向上とともに、市街地から離れた場所への移転を機会に、処理能力の低い火葬場が停止されていったものと考えられる。

火葬場の設置主体は、地方公共団体の割合が非常に大きい、その数は減少傾向にある（図15）。1997年には最も割合が高い石川県で94.6%、次いで広島県（89.4%）、新潟県（87.5%）が地方公共団体による火葬場であった。それが2020年には21県で全ての火葬場が地方公共団体によるものとなり、火葬施設における地方公共団体の役割が一層高まった。なお、宗教法人や個人が設置する火葬場はゼロではないが、極めて少数である。

V まとめ

筆者はこれまで中国を研究対象として、20世紀半ば以降に実施された、いわゆる殯葬改革による、土葬から火葬への転換や市民のために開発される公墓などについて、時系列的・地域の特徴やその背景的要因を考察してきた。その結果、中国では火葬が経済発展の進む沿海地域から内陸地域へと進展したことや（土居・柴，2017）、都市地域の墓地立地には風水などの伝統的価値観が投影されること（土居，2020）、北京市においては、現代の公墓開発においてもそのような価値観が投影されつつも、土地資源に対する圧力を低減するよう取り組みが進められていることを明らかにした（Doi et al., 2021）。

本稿は、このような筆者の問題認識を日本において適用し、多死社会に入ったともいえる現代日本において、葬送を巡る土地利用の現状を明らかにすることを意図している。その第一歩として、厚生労働省による『衛生行政報告例』を資料として、戦後日本における埋葬や墓地等、葬送関連施設の経年的、地域的傾向を考察した。

その結果、全国的には1980年頃を境に死亡数が増加し、2040年頃まで増加を続けることや、全国的に火葬が増加し、ほぼ100%に達していること、さらに火葬は大都市圏などで先行しているが、宗教的な背景がうかがわれる地域もあることが確認された。一方、改葬が近年増加しているが、人口比でみると、地方圏においても高い改葬数の県がある。

墓地数は全国的には暫減傾向にあるが、大都市圏では人口の多さの割にはその数が少なく、大規模な墓地が多いことが推測される。また、納骨堂数も増加しており、墓地とともに宗教法人による施設数が増加している。火葬数が増加しているにも関わらず、火葬場数は急速に減少していることから、地方公共団体によって処理能力の高い火葬場が整備されていることをうかがわせる。

なお、本稿で使用した『衛生行政報告例』には、戦前期を除いて、墓地等の施設について、使用している土地面積や収容力に関する記載がない。そのため、例えば、墓地数が仮に同じであったとしても、実質的な収容力には違いがあることがある。今後は他の資料等を用いて、実質的な土地使用状況を明らかにしていく必要がある。

本研究は全国的な時系列的傾向と都道府県を単位とした地域的差異の検討であり、個別の都市圏内の地域的動向などの検討には及んでいない。今後は、このような観点から、市町村を単位とする分析など、より詳細な検討が必要である。また、火葬が急速に進展した戦後から1990年頃までの変化については、全国的な動向の考察に留まっている。『衛生行政報告例』において墓地面積が記載されている戦前期とともに、これらの時期に関しては別稿で検討したい。

附記

本研究は、科学研究費補助金（基盤研究（C））（課題番号 20K01159）『東アジア大都市地域の「死後の土地利用」の持続可能性-日本・中国・台湾を事例に』（研究代表者：土居晴洋，2020～2023年度）により実施した。

注

- 1) この値は出生・死亡とも中位推計の場合である。出生が同じ中位推計であっても、死亡数が最多になるのは 2040 年頃で、死亡数は低位推計の場合で 166 万人、高位推計では 170 万人と予測されている。
- 2) 渡辺（2001）は、人生には死があり、葬式や火葬を経て、埋葬が行われること、さらに遺された者にとって、思い出や記憶、歴史に刻みこまれる場所を「葬送空間」として捉えると、近代都市計画において「葬送空間」はほとんど無視されてきたとする。
- 3) 名称の沿革については、「調査の沿革」（厚生労働省）（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/36-19.html>）による。
- 4) 現代日本では一般的な葬送施設である、民間企業等が運営する葬祭場は、「都市計画法」や「建築基準法」によって管理され、火葬場を持たない葬祭場は「墓地、埋葬等に関する法律」の対象ではない。なお、藤岡（2019）は都道府県を単位として、葬儀が行われる場所の分析を行い、地域によって、寺院葬、自宅葬、会館葬に違いがあることを明らかにした。
- 5) 土葬は現在、多くの県でゼロであるが、全国としてゼロとなった年はない。その背景には、大分県日出町のイスラム墓地開発問題（梅津ほか，2022）が示すような、個人が信仰する宗教の規範が関連することも考えられる。
- 6) 小谷（2020）は、東京では広大な用地を確保することが難しいことや近隣住民の反対が強いことから、新たな墓地の造成が現実的ではなく、狭小地でも建設できるビル型の室内納骨堂が増加しているとする。
- 7) NIMBY とは Not In My Back Yard の略称であり、直訳すれば「私の家の裏庭には置かないで」である。つまり、NIMBY 施設とは、生活する上で必要ではあるが、地域コミュニティや市街地の近隣には立地しないでほしいと考える施設のことである。高橋ほか（2012）は廃棄物処理施設や清掃工場などとともに、火葬場もその一つとして、近隣住民と事業者の合意形成プロセスについて考察している。

参考文献

- 梅津天馬・大谷拓輝・濱田将貴・柳原直匡（2022）：ムスリムの土葬墓地受け入れ問題について。地方自治ふくおか，vol.77, pp.36-44.
- 国立社会保障・人口問題研究所（2017）：日本の将来推計人口。人口問題研究資料，no.336.
- 小谷みどり（2020）：近年の墓事情とその背景。国民生活，no.96, pp.1-4.
- 高橋 諒・澤木昌典・柴田 祐（2012）：NIMBY 施設立地における近隣住民と事業者の合意形成プロセスの研究-火葬場立地をケーススタディに。日本都市計画学会関西支部研究発表会講演概要集，vol.2012, no.10, pp.49-52.
- 土居晴洋・柴 彦威（2017）：現代中国都市地域における土地利用の課題としての墓地。大分大学福祉科学論集，no.2, pp.23-35.
- 土居晴洋（2020）：20 世紀半ばから 1980 年頃までの北京市における殯葬の地域的特質。大分大学

教育学部研究紀要, vol.41, no.2, pp.135-148.

藤岡英之 (2019) : 葬儀の場所の変化とその社会的背景. 国士舘大学地理学報告, no.27, pp.23-36.

渡辺俊一 (2001) : 都市計画における葬送空間. 日本不動産学会誌, vol.15, no.3, pp.64-68.

Doi Haruhiro, Chai Yanwei, Xu Peiwei and Wang Xinxing (2021): Spatiotemporal change of land use for deceased in Beijing since the mid-twentieth century. *Open Geosciences*, vol.13, no.1, pp.16-26.

Geographical Study on Recent Burial Practices and Funeral Facilities in Japan

DOI, Haruhiro

Abstract

The author used the Report on Public Health Administration and Services (Ministry of Health, Labor Standards) to analyze historical and regional trends in burials and funeral-related facilities as a basis for land use research on funerals in modern Japan. The number of cremation cases has increased by almost 100% nationwide in large cities. The number of reburials, which have been growing in recent years, is high in some prefectures in rural areas with small populations. The number of cemeteries is decreasing little by little, but there are many large-scale cemeteries in metropolitan areas. Religious corporations are playing an increasing role in the provision of cemeteries and ossuaries. Local governments seem to respond to the increase in cremations by developing crematoria with high processing capacity.

【Key words】 Funeral culture, Aging society, Urban society, Report on Public Health Administration and Services